

本庁舎の耐震改修等工事が完成

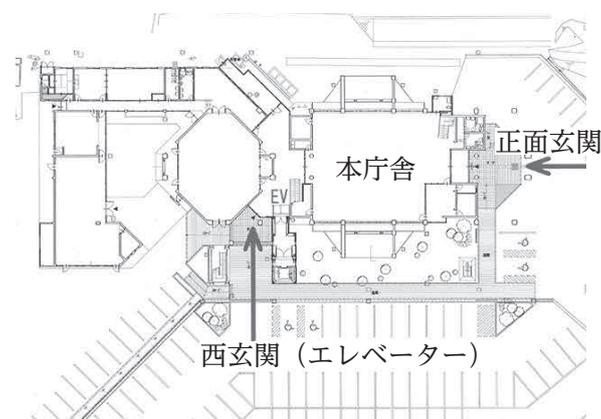
役場本庁舎は、築50年が経過し、耐震基準を満たしておらず、大規模地震発生時には、倒壊または崩壊する危険性が高いとされていました。

このため町では、平成25年から町民で構成する『田布施町庁舎問題等町民検討委員会』や、町議会議員で構成する『田布施町庁舎問題等調査研究特別委員会』などで協議・検討を重ねてきました。

その結果、大規模地震が発生した場合でも、行政機能を維持し、かつ防災拠点施設としての機能が発揮できるよう耐震補強工事を行い、併せてエレベーターの設置や外壁改修塗装・防水工事などの老朽化対策工事も実施し、今年3月末をもって完成しました。

工事期間中は、長期間にわたりご不便とご迷惑をおかけしました。この間、町民の皆さまには、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

耐震補強工事のほか、西玄関の整備やエレベーター等のバリアフリー化など、町民の皆さまが利用しやすい庁舎となりましたので、お気軽にお立ち寄りください。



平成31年4月から

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が1.0%引き上げ

☎町民福祉課 児童係 ☎52-5810

全国消費者物価指数の変動率に基づき、平成31年4月から児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が1.0%引き上げられます。

これにより、平成31年(2019年)8月期の支払い(平成31年4月分~7月分)から、改定後の月額で支払われます。

◇児童扶養手当月額

		平成30年度まで	平成31年4月~
本体額	全部支給	42,500円	42,910円
	一部支給	42,490円~10,030円	42,900円~10,120円
第2子加算額	全部支給	10,040円	10,140円
	一部支給	10,030円~5,020円	10,130円~5,070円
第3子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円
	一部支給	6,010円~3,010円	6,070円~3,040円

◇特別児童扶養手当月額

		平成30年度	平成31年度
特別児童扶養手当	1級	51,700円	52,200円
	2級	34,430円	34,770円